

タイ米作農業の経済構造 (I)

—— 技術的後進型の一つの事例 ——

きた はら あつし
北 原 淳

はじめに

- I ナコンナーヨックの稲作の特徴
 - II バーンブラーオ村成立の史的背景
 - III 土地と労働力の配分に関する若干の考察
 - 1. 土地所有の形態
 - 2. 土地獲得の可能性 (以上、本号)
 - 3. 農業労働力配分の構造
 - 4. 役畜、用具に関する補論
 - IV 経営に関する若干の考察
- む す び

はじめに

大方の指摘するように60年代の輸入代替工業化と経済発展によってタイの農業は著しい変化をとげつつある。一般にその変化とは、第1に米の輸出の停滞と、それに代わる新しい商品作物の生産と輸出の拡大であり、第2に伝統的技術体系に代わる新しい農業技術の採用と、新しい技術体系の生成であるとされている。このような変化の意味するところは大きい。この変化は、タイ農業にとっては、1855年の The Bowring Treaty 以降の輸出志向の米作のモノカルチャー化、1930年代の世界恐慌に端を発した小作農の発生などとならぶ歴史的意義をもつように思われる。

筆者はかつて友杉孝氏とともに、タイ農業の制度的側面とくに土地制度に対して強い関心をもって、タイ農業に関する研究史の整理を行なったことがある(注1)。この時期の筆者の関心は簡単にい

えば次のようなことであった。

現在のタイのとくに中部の農村における小作地、小作農の増加の現象はすでに事実として否定できない。ところでこの現象はどのような過程をたどって、あるいは論理によって説明されるのか。この場合の論理とはほぼ次のようなものであった。

中部を中心としたタイの農村には商品経済が浸透し、農民が自給自足を脱して米の販売を行ない、この現金収入をもとに生活資材のかなりの部分を現金あるいは信用によって調達しなければならないような構造が成立している。ところが不作や米価の低落などによって現金収入が減ると、この農村の商品経済によって成立した構造の均衡が破れ、農家負債が累積し、これによって土地喪失が進み、小作農、小作地が増加する。また小作農にさえなれない農民の農村労働者化、日雇化が進む。

友杉孝氏は1968年の論文において以上のような農家の小作化の論理を定式化された(注2)。

商品経済の浸透(=主として家計に占める現金支出の増加)→低米価の下での米販売による不十分な収入→家計支出の不足現金は負債に依存→負債の蓄積による所有地の喪失→地主・小作関係の進展、というのがその論理の骨子である。友杉氏の論文は実は、このような論理に加えて、次に述べるような二、三の新しい現象をも追求し、かつ可耕地

の消滅、人口増加など生態的変化を加えて、「村落」社会全体の変容の分析を課題としており、上のように単純化することはできない構成をとっている。しかし少なくとも小作農の増加に関する経済上の基本的な論理はほぼ以上のようなものと理解してさしつかえない。

友杉氏は以上のような基本的論理とともに、最近の農業の新しい特徴についても二、三言及されている。たとえば、生産目的のための負債の増加、小作料・生産諸経費の上昇、増加する人口・労働力の米作集約化と賃労働者化という二つの方向への分解、などがそれである(註3)。

筆者は1971年から72年にかけて中部の米作農村2カ所を短期間観察・調査し、きわめて初歩的なデータを得ることができた。当時の農村の状況はすでに簡単に紹介したことがあるが、世界的な米の過剰によりタイ国内の米価も暴落し、これが新聞をにぎわせていた時期であった。このような低米価の時期の農村を歩いてきわめて印象的であったのは、農家の家計面のみならず経営面における現金支出がきわめて著しいことであった。経営面での現金支出が著しく、しかもその支出に比例した収量が期待できないにもかかわらず、米価の暴落があるとすれば、その帰結は農家の経営上の赤字である。いわば古典的な命題である「缺状価格差」の現象による経営赤字である。この赤字はある場合には農家負債の累積を生じるが、ふつうは出稼ぎによる農外収入によって補填され、これが十分功を奏さない場合は、作付転換から挙家離村に至るかなり広範囲の形態にわたる米作の放棄が生じることになる(註4)。ナコンナーヨック県においては、まだ米作放棄の現象はあまり顕著ではない。ここでは生産面における商品経済化の初期的段階が始まったばかりである。いずれにしても、

これまで筆者が前提としてきた小作農増加の論理——このモデルは多分1930年代の世界恐慌下の農家経済である——をこえる事態が、1960年代の経済発展の中で生じていることを確認するのに十分であった。

犬飼一郎氏は最近のタイの「緑の革命」の付随現象を議論する文脈の中で、端的に「農民層分解の基本的原因は土地生産性の上昇を可能にした新しい生産函数の形成に求めることができるのではないだろうか」(註5)とされている。一般に「緑の革命」が進行していないと理解されているタイ農業においても、20世紀初頭より長らく停滞を続けた平均土地生産性がこの1960年代に急激に上昇しつつあり、これをもって「HYV(高収量品種)を伴わない(または“タイ式”)緑の革命」(註6)とよぶことは十分可能である。当然このような新しい条件の下で新しい形の農民層分解が生じていることは十分に想定できる。しかしこの新しい形の農民層分解の実態についてはまだ不明な点が多い。その理由としてはさしあたり次のようなことがあげられるだろう。

まず第1に、この「新しい生産函数」は個々の農家レベルでは伝統的な小農経済を徐々に変化させながらきわめて緩慢に形成される性格をもつ。伝統的な小農経済は家族、労働力のサイクルと、それに伴う土地獲得・配分のサイクルから成り立っていた(この点はのちに詳述)。この小農経済はまず土地＝自作地の獲得・配分のサイクルがくずれ、それに照応した家族、労働力のサイクルがくずれることによって修正を迫られる。この修正の過程にさらに生産手段の変化の過程が重なる。このいわば三重の緩慢な変化の過程の重複と相互連関の中から新しい形の農民層分解が生じてくるものと考えられる。

第2にはこの小農経済はそれ自体が自生的に成立して変化するのではなく、常に外部の都市経済、外国市場との対応関係をもちながら変化してゆく性質をもつ。ある条件の下で特定農産物の価格が低く、それにもかかわらず生産諸経営が上昇するとすれば、土地生産性向上、集約化により収益低下をくいとめる努力もなされるだろうが、ある場合には部分的な作付転換や農外収入による打開も試みられる。特に比較的都市市場に近く、雇用が保証される場合には「新しい生産函数」形成の努力を放棄し、兼業を通じて農業経営を持続してゆける条件が生じる。

以上のように新しい形の農民層分解はさまざまな媒介項を通じて進行してゆくであろう。それにもかかわらず70年代を通じて新しい形の農民層分解が進行することはほぼ確実であり、これに伴ってこのような農民層分解に関する理論的、実証的研究が深められなければならないであろう(注7)。

筆者は現地での観察、調査の結果と、最近のいくつかの研究成果の参照とによって、新しい生産力の形成とその下で進行する農民層分解に関する考察が必要であることを痛感するようになった。

農家負債の増加や小作農の増加は確かに伝統的小農経済の構造の変化を意味するが、それはただちに農家経済全体の疲弊、農村社会全体の崩壊を意味するわけではない。むしろ新しい状況に対して個々の農業経営がどのように対応してゆくのか、そこにどのような経済的法則が見出されるかが問題なのである。60年代の農業の発展がもたらした新しい状況とは教科書風にいえばほぼ次のようなものであった。

(1)60年代の経済発展、輸入代替工業化は全体として農業における生産力向上をもたらした。この生産力向上は、新品種、新技術を媒介とした農業

の多角化および旧来の稲作の生産力上昇にみられる。

(2)この生産力向上の基本的原動力はタイの農業自体の内発的な進化・発展ではなく、国際市場、外国資本の影響、要請である。国際市場や外国資本がタイ農業に要請したのは、飼料、食糧、原材料の供給以外に、国内市場の拡大であったと思われる。この場合の国内市場拡大は単なる消費財市場の拡大ではなく、インフラストラクチャー部門の整理、充実(灌漑、道路など)をテコとする生産財市場の拡大を意味した。

(3)国際市場、国内市場における外国農産物との競合によるタイ農産物価格の相対的低下が、経済発展のたち遅れ、工業の寡占的構造による工業製品の相対的高値との対比の中で、短期的長期的に農業に不利な価格構造を形成している。

以上のような状況の中で伝統的小農経済の再編成が進行している。個々の農家経営のレベルでは大体次の三つのタイプを想定できる。

第1は投入財コストを十分カバーできる経営規模(経営条件が不安定な場合は所有規模にほぼ同じ)と生産量をもつ自立的、専門的農家である。このような農家の負債額は1戸当たり大体数万バーツ(1バーツは0.05ドル)であるが、これはただちに農家の没落を意味しない。第2は自立的、専門的経営が不可能な農家であり、日雇、出稼、農外雇用等により経営収支を補填する農家である。そして第3が以上二つのタイプから脱落した農家であり、「日雇」(Rap Cang)^{ラップ・チャーン}として農村に滞留する農村労働者となる。このラップ・チャーン^{ラップ・チャーン}の農家は担保物件がないため、一般には高額負債はない。以上三つのタイプの農家の比率は、土地所有の形態、小作条件の安定度、労働力の多少、信用獲得の条件、など直接には生産の諸要素の供給条件に

よって異なるが、それ以外に、米価やその他農産物価格の水準、農外雇用の機会の多少、政府の援助・奨励政策の程度、によって異なる。また地域的にみても大きな違いがあるだろう。

ほぼ以上のような60年代の農業再編成の特徴を念頭におきながら、この特徴が一見後進的で伝統的技術体系に依存する稲作経営の中に具体的にどう現われるかを追求してみることが、筆者のナコンナーヨック県における調査の際の主要な関心事となった次第である。もちろん農村において観察される事象は、このような限定された分野の事象のみではなく、これがその他の諸事象と関連しあって、一つの総体としての農村社会のシステムを形成しているのであり、しばしばそのシステムは“Loosely Structured Social System”^(注8)などと特徴づけられる。この戦後のアメリカの文化人類学を中心とするタイ研究がめざした社会システムの規定の方向はしかし、筆者の能力に余り、またかなりの研究者が認めるようにあまり生産的結果を生んだとも思えない。さらにまた、農村や農民の牧歌的で“自由な”情景の一般的描写、叙述もさしあたって筆者の関心事ではない。

調査は1971年の5月11日—17日、6月29日—7月9日、8月23日—30日、10月7日—16日と短期にかつ断続的に行なった。最初の5月の1週間は県全体の概況調査にあて、残りはバーンプラーオ(Ban Phrao)村の調査にあてた。バーンプラーオ村の調査は通訳なしに単独で行なったため難渋をきわめた。調査方法もまた試行錯誤のくり返しであり、きわめて初歩的でかつラフなデータしか得られなかった。このため公表を躊躇していたが、たとえプリミティブであったとしても、その段階で予備的レポートとして提示してみるのも意味ないことではないと考え、あえて公表することとし

た。本稿では精密なデータの提供を上のような理由で最初から断念し、データを素材にした大胆な推論、仮説を提起することにより、ひとつの農村のミクロ経済を全体の国民経済の分脈の中に位置づけることを心がけた。

本稿の構成をあらかじめ説明すれば次のとおりである。I、IIは調査地の自然的、歴史的背景に関する叙述である。IIは若干不必要と思われる史実にもふれ、そのため全体の論旨の展開が、必ずしもなめらかではないが、これは筆者の経済史上の関心に必要以上にとらわれたためである。その関心とは、(1)米のモノカルチャー化以前のタイ経済史におけるサトウキビ栽培の意義^(注9)、(2)集落形成に関する矢野モデルの検証^(注10)、(3)水田開発と土地所有に関する自作農型と地主型の起源とその意義、の3点である。しかし同時にこのIIの部分は従来の実態調査がややもするとほとんど無視してきた歴史的背景を重視する意図をもつ。

III、IVは本論である。IIIは、技術の後進型=近代的投入財を欠き水牛と木製犁を基本とする技術体系の下での土地と労働力配分の動態的变化に関する考察である。水野浩一教授の東北における家族サイクルモデルを手がかりにして、伝統的世帯形成とその下での自作農的農業構造を土地所有サイクルと家族労働力サイクルの二つからなるシステムと考え、このシステムを土地と家族労働力の配分の二つの面から考察し、もはや伝統的システムが成立しえないことを論証する。IVは、以上のプロセスの中で配分の変化した土地と労働力が、一部新技術の導入を加えて、所与の価格体系の中でどのように機能するかを、きわめて粗雑ではあるが、経営分析を行なうことによって、検討し、将来の農民層分解の型を展望する。以上を通じて伝統的農業構造の崩壊のあとに生ずる農業構造の

再編成と近代化の一つの型を、商品経済の分脈の中で歴史的、機能的に理解することを試みる。

(注1) 友杉孝, 北原淳「タイの農業問題研究」(滝川勉編『東南アジア農業問題研究の現状』アジア経済研究所 1970年)。

(注2) 友杉孝「中部タイ米作村落の変容過程——土地所有を中心として」(滝川勉, 斎藤仁編『アジアの土地制度と農村社会構造』アジア経済研究所 1968年)。

(注3) 最近友杉氏はこのような新しい事態を体系化され、労働力, 土地, 資本という3要素の中で資本が決定的役割をもつに至り、農法の変化が進行しつつあると理解されておられる。この点では筆者の感想と全く一致するが、筆者の関心は、3要素の相対的重要度の変化よりはむしろ、それら3要素のくみあわせの変化であり、この点友杉氏の関心とは必ずしも一致しない。友杉孝「チャオプラヤー・デルタの稲作と社会」(石井米雄編『タイ国; ひよつの稲作社会』近刊予定に所収)。

(注4) 拙稿「タイ農村の変容過程」(穴戸寿雄編『タイ経済発展の諸条件』アジア経済研究所 1973年)。

(注5) 犬飼一郎「地域間所得較差の動態」(穴戸『前掲書』) 137ページ。

(注6) 辻井博「伝統的米輸出国の農業生産性を規定する諸要因と緑の革命—タイ国における米生産の生産関数による分析を中心として」(『東南アジア研究』第10巻第4号 1973年) 519ページ。

(注7) 石川滋教授の一連の論考はこの方向にそった注目すべき成果である。さしあたり次の文献を参照。石川滋編『アジアの農業—技術進歩と農家構造』東洋経済新報社 1971年。同『農業の技術革新と制度的変革』アジア経済研究所 1973年。

(注8) Hans-Dieter Evers ed., *Loosely Structured Social System: Thailand in Comparative Perspective*, New Haven, 1969. 参照。

(注9) 直接には游仲勲教授の名著『華僑経済の研究』(アジア経済研究所 1969年)がサトウキビ産業を自生的発展の典型と規定したことへの筆者の素朴な疑問による。教授はこれに対し文献にもとづく詳細な反論をなされ、今後史実の検討を必要とするとされた。游仲勲「華僑経済に関する若干の諸問題」(『熊本商大論集』第32号 1970年)。

(注10) 矢野教授自身のご注文もあったが、筆者の強い関心(3)と関連。

I ナコンナーヨックの稲作の特徴

まず、きわめて多様な特色をもつタイ国の農業地域の中からナコンナーヨックを選んだ経緯について釈明しておきたい。大体ある地域を調査対象として選択する経緯は、特に個人が特定村を調査する場合、偶然の要素が多かれ少なれつきまとうものであり、きびしい基準のもとに対象を選択しても実現しないことが多いのではないかと考えられる。ともあれ筆者がナコンナーヨックに注目した最大の理由は、バンコクという都市からも、アユタヤという古くからの穀倉地帯からも適当に隔っている(最短の路程でそれぞれ110キロメートル, 80キロメートルくらい)にもかかわらず、小作農が多い事実にある。土地開発局の中部26県の土地調査によれば, Samut Prakan (60.5%), Pathum Thani (61.2%), Phra Nakhon (58.9%)に次いで4番目に多く54.5%である(注1)。そこで1971年の5月に約1週間、県の農村全体を歩いてみた。そのときに、インタビューの中で日雇=ラップ・チャーングの存在を明確に指摘したのがバーンプラーオ(Ban Phrao)村の第12区区长であった。ついでいえば、この区長は隠居の身分であり、親身になって情報を提供してくれるだけの時間的余裕、人生経験、善良な性格をもちあわせていた。問題をはらんでいそうな村の状況と、区長との人間的なふれあいとが、なかば必然的にバーンプラーオ村を調査対象と決めることになった。

ナコンナーヨック県の農業はほぼ次のような特長をもっている。

まず第1に、ナコンナーヨック県の平野部の農業は、中部米作農村の特徴をほとんど満たしている。その特徴とは簡単にいえば、デルタ低地の地形的に平坦なかなり広い区画の土地に、河川の氾

溢あるいは灌漑に依存して、米の単作を行ない、その米の6～7割以上を商品として販売することである。T. H. Silcockの地域区分^(註2)に従えば、ナコンナーヨックはデルタ中央部の中部米作地帯 the Inner Central Plain (Phra Nakhon, Thonburi, Samut Prakan, Nonburi, Pathumthani, Nakhon Pathom, Ayutthaya, Saraburi, Ang Thong, Singburi, Suphanburi, Chainat, Lopburi) と区別して East Sub-region に区分される。しかし「Nakhon Nayok, Chachoensao そして Pracin Buri の大部分は the Inner Central Plain から分離するに値せず、ほとんどすべての点で類似性をもつ」^(註3)とされているとおりで、とくに県の南部に所在する Ongkharak 郡や Ban Na 郡の Bang O 村などは完全にデルタ低地中部米作農村の特徴をみだす。

しかし第2に、それにもかかわらず中部米作地帯の中ではやや特殊な性格をもつ。その特殊性とは、(1)水系は Chao Phraya 川ではなく、デルタ東端部にそってタイ湾に注ぐ Ban Pa Kong 川に属する、(2)デルタ低地(標高2.5メートル以下)よりも若干高い台地(2.5～5メートル)上に稲作地が展開する、(3)灌漑や氾濫の恩恵に浴さず、天水に依存する地域がある、(4)水利の不安定に加え土質も良くないため土地生産性が低い、などの点である。

デルタ低地に属する Ongkharak を除き、Nakhon Nayok, Ban Na など国道沿いの都市は台地上に位置し、このため灌漑用水を利用できず、小河川の水利に依存するが、水量は不安定である。ナコンナーヨック県の米の平均ライ^(註4)当り収量は、1963年センサスによれば、中部平均の25.6kg/ライに対して、わずかに18.1kg/ライにすぎない。大体中部諸県は25～30kg/ライに分布しているが、ナコンナーヨック周辺の県、プラチンプリー、パトナムターニーは20kg/ライ前後でありきわめて低い。

この低い収量は水量が不安定であるほかに、この地帯の土壌が酸性でやせているためとみられる。

以上のような地形上の特殊性と低生産性によって、ナコンナーヨック県の農業技術は役畜としての水牛と用具としての木製の犁を基本的形態としている。土地の耕耘は他の中部のいくつかの地方ではすでにトラクターにとって代わられつつある。ナコンナーヨックはまた肥料、新品種、殺虫剤など新しい投入財の採用の点においても後進的である。要するに低い生産性と技術的な後進性が、ナコンナーヨック県の農業の特徴であるといつてさしつかえないであろう。

次にナコンナーヨック県内部の農業の類型的特徴に若干の説明をしておこう。

大きくわけるとナコンナーヨック県の農業景観は、台地に属する地域と、デルタ低湿地に属する地域とに区分される。前者は比較的小さい区画によって区切られた田植田である。東北のコーラート高原と中部のデルタ地帯とを隔てるサンカンペン山脈(Thiukhao Sankamphaeng)からチャオプラヤー、パンパコン両河に下るきわめてなだらかな台地^(註5)の斜面上に位置する水田がそれで、1区画はほぼ1ライ前後の面積である。この小さい区画は土地所有の細分化現象によって生じたのではなく、地形上水利用の便宜によって生じたものとみられる。雨期になっても田の畦は強固で水に没することはない。畦道にはとり残された立木と根にあたる部分がところどころ、小山をなし、また蟻塚も観察される。山すその傾斜の強い田は Na Don と呼ばれライ当り収量はきわめて低くなる。現在標高20メートル線まではほぼ耕地化している。これに対して後者のデルタ低湿地の田は区画が大きく、水没するため、田植田ではなく直播田である。河川の自然堤防の上を除き木立は全くみられ

ず、どこまでも平垣であり、雨期には畦も大半は水没するため、畦道の通行は全く不可能である。灌漑が発達しており、灌漑局の管轄する灌漑区域は大体この低湿地帯をカバーしている。

以上二つに大別される水田の開発は、歴史的にみても異なる方式で行なわれた。前者の台地上の水田のほとんどは小農民自らの開墾 (Cap Cong)^{チャップ・チョーング}によって開発されたとみられ、現在でもその名残りとして比較的自作地の多い地域である。これに対して後者の低湿地の水田は、19世紀末から20世紀初頭にかけて民間会社が運河掘削を行ない兩岸の土地を資力のある者に売却し、これらの土地購入者が旧制度下の隷農などの労働力を利用して開発した結果生じたものであり^(注6)、現在でも耕作農民のほとんどすべてが小作農であり、大土地所有制による小作地が支配的である。

(注1) Land Development Department, *Land Economic Report: Land Tenure Situation in 26 Changwats of Central Plain Region 1967-68*, 1969, Table 1. (友杉孝訳『1968年中部タイ26県土地経済調査』アジア経済研究所所内資料 1970年)。

(注2) Silcock, T. H., *The Economic Development of Thai Agriculture*, Canberra, 1970.

(注3) *Ibid.*, p. 130.

(注4) 1 rai \approx 0.16ha.

(注5) 標高10メートル線から低湿地の Nakhon Nayok 川 (Ban Pakong 川に合流) までの距離は大体10キロメートル程度である。

(注6) タイの近代的土地所有権確定事業は結果的にこの民間会社、土地購入者の私的権利を保護したとみられる (拙稿『近代タイの土地法制; 戦前の土地法体系に関する一考察』アジア経済研究所所内資料 1973年)。

II パーンプラーオ村成立の史的背景

ナコンナーヨックはアユタヤからカンボジア国境の Aranyaprathet に至る要路 (現在は国道33号

線)の中継地点にあたり、古くからクメールとの関係が深く、タイ、クメール双方の戦略的要地であったとされる。

クメール没落後はビルマ軍の侵入にあった。1766年ビルマ軍に包囲され、陥落寸前のアユタヤから免れた Phya Taksin 王は、ビルマ軍の追撃を受けながらナコンナーヨックからプラチンプリーを通り Rahaeng にまで敗走していった。『年代記』によればこのときナコンナーヨックの領地 Tambon Nongmai から Ban Na まで2日、Ban Na からプラチンプリーまで1日を要した^(注1)。通常の路程はアユタヤからナコンナーヨックまで2日、ナコンナーヨックからプラチンプリーまで1日であったといわれる。

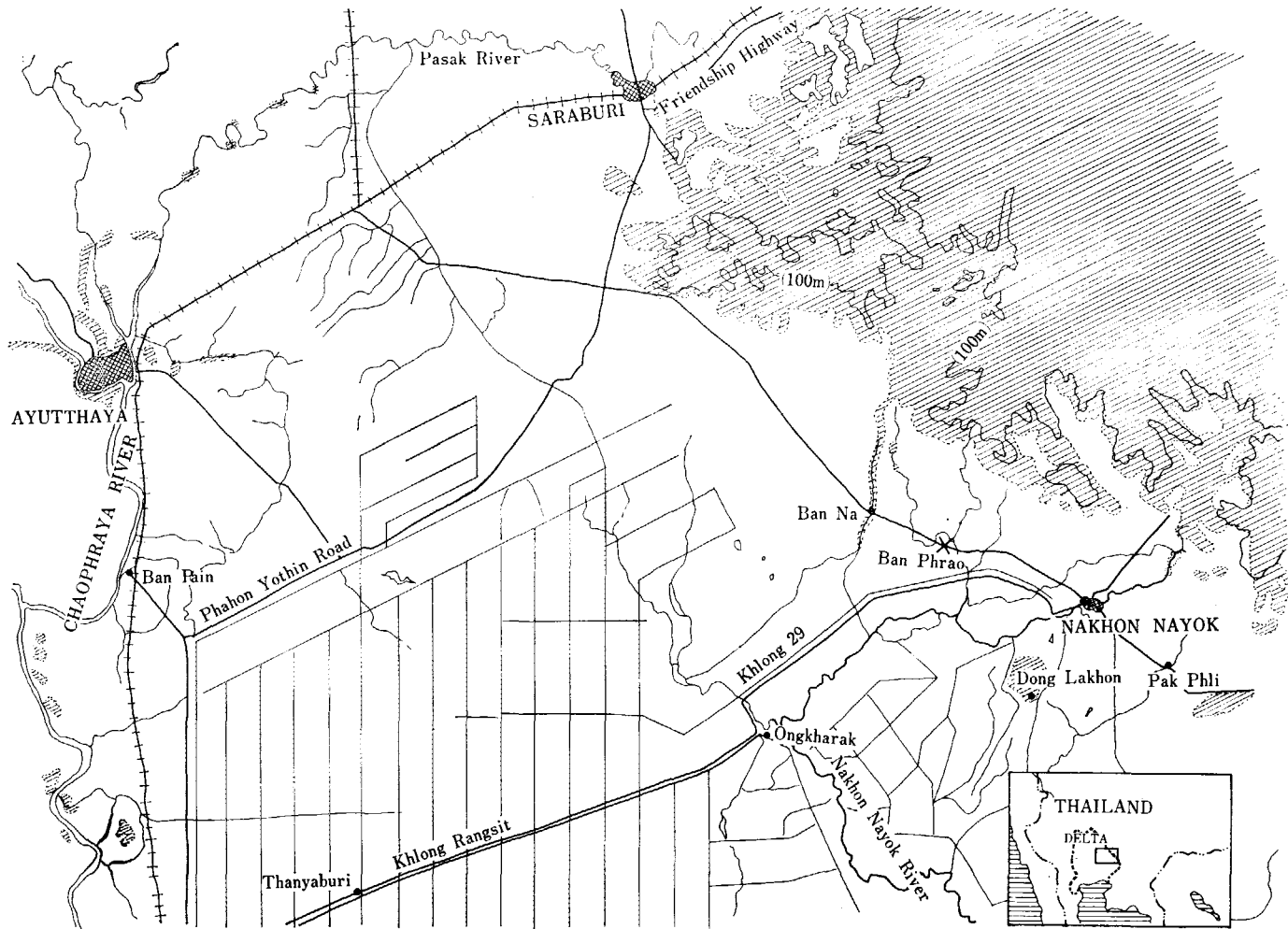
19世紀末以来タイ国の主要農産物は米となったが、1880年代まではサトウキビもまた米とならんで重要な農産物であった。

ラタナコーシン暦117年 (1898年4月1日~1899年3月31日)のプラチンプリー州 (Monthon Pracinburi) 年次報告書^(注2)が州の商品の一つとして砂糖 (Namtan Sai) をあげるように、この州はサトウキビと砂糖の一大生産地であった。バーンプラーオ付近でも19世紀後半には華僑によるサトウキビ栽培が行なわれていた。

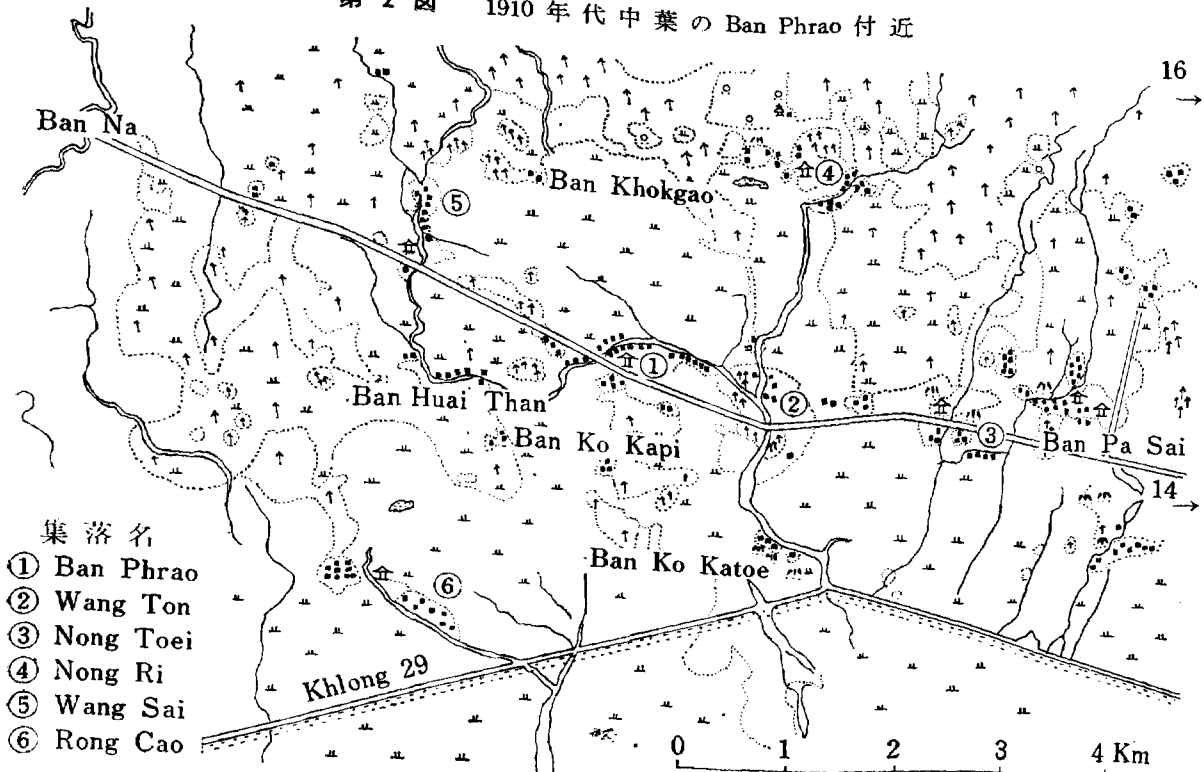
このサトウキビ栽培を行なった華僑の末裔はラーマ6世期 (1910-1925) に90歳で没したといわれる。タイ人農民は栽培しなかったといわれるところからみて、おそらく華僑によるプランテーション形式の栽培が行なわれたのであろう。この地域にはナコンチャイシー (Nakhon Chaisi) やチャチュンサオ (Chachoensao) のような大規模な製糖工場はなかったらしいが、少なくとも小規模の工場はあったと信じられている^(注3)。

バンパコン川下流のチャチュンサオ (旧名 Paetriu)

第 1 図



第2図 1910年代中葉の Ban Phrao 付近



- 集落名
- ① Ban Phrao
 - ② Wang Ton
 - ③ Nong Toei
 - ④ Nong Ri
 - ⑤ Wang Sai
 - ⑥ Rong Cao

(出所) 1916年陸軍地図局調査 (1: 50,000), Amphoe Ban Na より。

は大規模な砂糖工場の集積地であった。1849年版の Bangkok Calender (註4) は1848年に Thacin 川のナコンチャイシーと Ban Pa Kong 川のペートリウというサトウキビの2大産地において大規模な華僑の反乱がおき、ペートリウでは13カ所の製糖工場が破壊されたことを伝えている。

サトウキビは大体20世紀初頭には衰退し、サトウキビ畑の一部は水田に転化していったもようである。Ban Phrao の場合、現在ではサトウキビ栽培の痕跡さえない。19世紀末にはサトウキビの時代が終わり米の時代が始まった。

バーンプラーオ村から南へ3キロメートル下った地点(第2図参照)に現在 Thang Khwai (または Thang Krabu) と呼ばれる村がある。この村の隣接村は Rong Cao (王族の居城の意) と呼ばれる。この村は名前から予想されるように特殊な形成史

をもつ(註5)。ラーマ5世期(1868—1910年)のある時期にアユタヤの王族 Mom Cao Sut Isarankun na Ayutthaya が奴隷 (That) を連れてきて土地を開墾し、水田と化し米作を始めた。また同じ Ban Na 郡の Phikhun Ok 村は同じアユタヤの王族 Mom Cao Tuk Isarankun na Ayutthaya が奴隷を連れてきて水田開発を行なった結果として形成された。この王族あるいは王族の家来は村の真中に居城 (Rong Cao) を構え、その周囲に用心棒・私兵 (Nak Len To) を配した、といわれる。

もし上のような伝承を事実とすれば、これはデルタ低地の開発方式の特徴と全く一致する。つまり民間会社(大体王族、有力商人が株主となった)の運河掘削を主要契機として未開低湿地を所有した王族、商人、有力者などが旧社会の不自由身分の農民である奴隷などの労働力を利用してこれらの

土地を耕地化していったのである。少なくともこのような水田開発が呼び水となってデルタ低地にも農民がはいり水田開発を行なうようになったといえる。

プラチンプリーでは、ラタナコーシン暦115年(1896/97年)から116年(1897/98年)の間に12万5222ライ、116年から117年の間に約6万ライの耕地面積の増加があったといわれる。土地を占有(Huang Ham)する者に対しては大蔵省(この時期には農務省が一時解散していたため)の土地係官が所定の書式による Bai Yiap Yam あるいは Tra Cong を迅速に交付した^(注6)。

台地上の集落形成のあとを少したどってみることにしよう。この台地上の水田開発が主として小農民の開墾によって行なわれたとみられることは先にも述べた。小農民の開墾による水田開発は集落を拠点にして徐々に進行してゆくといわれる。

矢野暢氏は、タイ南部の Songkhla 県の村ドンキレク(Don Khilek)の集落形成のプロセスを手がかりとして、興味あるモデルを提示している^(注7)。

もともと Don Khilek は単一集落にすぎなかったが、人口・世帯数が周囲の限られた土地により吸収されうる限度をこえたとき、新たな土地取得の機会を求めて次々と派生集落を生み出し、現在ではすでに5集落を数えるようになった。この親村から小村が次々と生み出されてゆくプロセスを矢野氏は「派生集落形成」(“Ban Mai” Formation)と名づけておられる。

矢野氏が「派生集落形成」モデルを発見することができた理由の一つは、この Don Khilek 村が、他の集落形成過程と重複しない山間地の孤立村であり、かつ農民自らが開墾(チャップ・チョーン)によって土地を入手できる条件が最近まであったためと思われる。パーンプラーオ周辺の集落は、

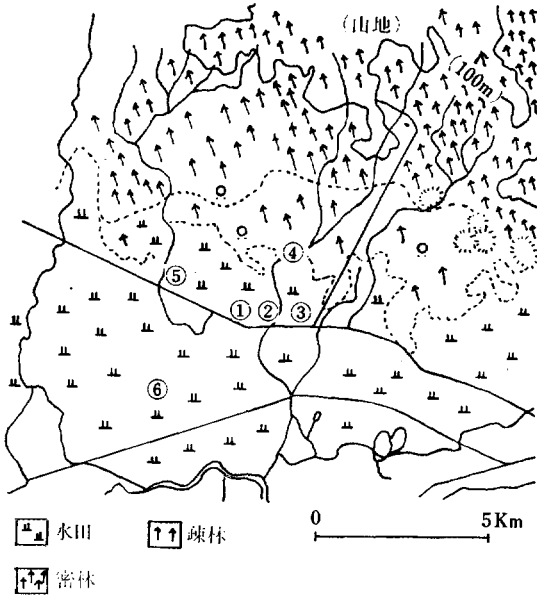
王族による水田開発の特殊性、諸集落形成の重複、農民の遠隔地移動^(注8)などのため Don Khilek のような純粹培養的モデルを発見することは一般的に困難である。多分このことは中部のデルタ低地の村落形成に共通していえよう。

パーンプラーオ周辺の集落形成史は、聞き取りによる概括的調査だけではきわめて漠然としかその事実がわからないが、以下に一応その結果を記しておきたい。

第2図に明らかのように、パーンプラーオ周辺の集落はほとんど例外なく小河川に沿って、その小規模な自然堤防とみられる微高地上に、列状に形成されている。河川は道路が整理される前は唯一の交通路であった。これら集落の起源は大体19世紀末から20世紀初頭にさかのぼることができると思われる。今回多小なりともその成立に関する情報が得られたのは第2図上、番号を付した集落、すなわち Ban Phrao, Wang Ton, Nong Toei, Nong Ri, Wan Sai およびすでに説明した Rong Cao=Thang Khwai の諸集落である。

上記集落中、もっとも古い集落はパーンプラーオであり、その起源はラーマ5世王の時代、すなわち120~130年前にさかのぼることができる。この集落の寺院 Wat Ban Phrao はほぼ100年の歴史をもつとされる。続いて Nong Toei (③)も80~100年くらい前にその起源をたどれる。これに対し Nong Ri (④), Wang Sai (⑤) はやや新しいが、おそくとも20世紀初頭には寺院が建立されたもようである。Nong Riの寺院はほぼ70年前に建立されたといわれる。以上四つの集落に対して、Wang Ton (②) はもっとも新しく、現在68歳の第12区区長(Phu Yai Ban)が物心ついたときにはまだ集落がなかったとされるから、せいぜい60年の歴史しかもたないであろう^(注9)。必ずしも

第3図 (a) 1920年代初期の Ban Prao 付近

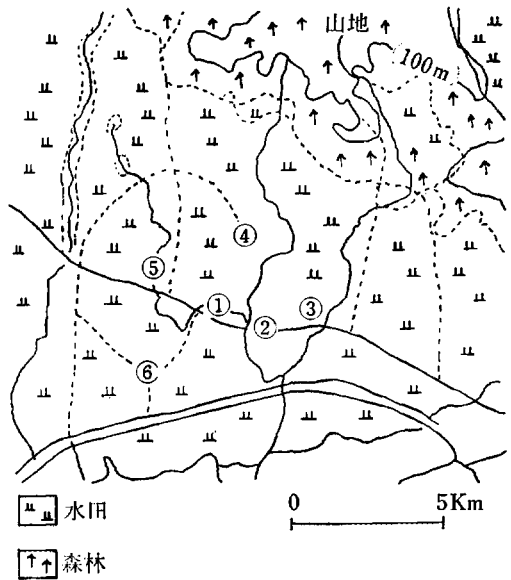


(出所) 陸軍地図局1924年編, 1953年補正
1 : 200,000 (“Pracinburi” より)

単純ではないが、バーンプラーオから押し出された人口の一部は、上のその他四つの集落を含む周辺集落に散らばり、Wang Ton はその他の周辺集落の押し出し入口によって基本的には形成されたと推測される。

第3図に明らかなように、Nong Ri 集落 (④) は1920年代初頭までは(それ以前の1910年代はもちろんである—第2図参照) 水田地帯と疎林地帯の境目にあつたが、1950年代初頭には完全に水田地帯の真中に位置するようになった。ちなみにNong Ri は標高10メートル線より約2キロメートル下った地点にある。このことは、次のことを意味する。1910年代~1920年代前半においてはこのバーンプラーオが位置する台地の水田化は標高10メートル線にも及ばず、せいぜい Nong Ri 集落までにしか及ばなかった。ところが1920年代後半から1950年代初頭までの間に台地上の疎林地帯の水田

(b) 1950年代初期の Ban Prao 付近



(出所) 陸軍地図局1956年編, 1 : 250,000
 (“Amphoe Ban Na” より)

化が完成し、1920年代にまだ密林地帯であった地域にまで水田化が進行した。現在標高でいえば山すその標高20メートル線までは完全に水田化され所によってはこれをこえて水田化されている。

バーンプラーオなど道路沿いの集落から標高10メートル線まではほぼ5キロメートル前後とみられるので、おそらく周辺集落からの出作りは可能であつただろう。しかしそれ以上の水田化、耕地化はもはやこの道路沿いの集落によってはなされなかつたにちがいない。現在標高10メートル線上に沿って集落が観察されるのは興味深い。標高10メートル~20メートルの耕地化、一部水田化はこれら集落に負うところが大きいと思われる。

以上のような経過からみると、バーンプラーオ周辺の集落は、多少の起源の新旧はあつても、ほぼ20世紀初頭からおそくとも1910年代前半には形成されていた第1次集落群として一括できる。こ

第1表 バンナー郡基本統計

Tambon 名	Muban 数	戸数	人口	農業世帯数	保有面積 (ライ)	耕作面積 (ライ)	灌漑面積率 (%)	米作面積 (ライ)	米生産高 (トン)
Ban Na	11	1,137	7,571	379	10,784	9,548	6.04	9,495	2,185
Thong Lang	6	659	4,209	426	18,684	17,975	15.13	17,975	3,003
Bang O	11	645	4,082	435	17,612	16,917	93.24	16,910	3,169
Ban Phrik	9	1,150	7,827	848	30,129	26,389	11.29	25,965	5,387
Ban Phrao	15	1,108	7,286	840	26,659	23,840	4.46	23,036	4,917
Pa Kha	9	1,795	12,011	1,198	31,778	25,857	0.18	24,624	6,099
Pikun OK	11	575	3,949	390	13,841	12,808	—	12,808	2,334
Asa	7	357	2,116	227	8,586	8,234	—	8,234	1,441

(出所) National Statistical Office, *Statistical Directory of 55 Changwats*, Vol. I, 1969, p. 135.

れに対しておそらく1930年代～1940年に形成されたとみられる標高10メートル線上の集落は第2次集落群として一括できる。この第1次集落群と第2次集落群の関係は必ずしも明らかではないが、第1次集落群の過剰人口の少なくとも一部が台地を上方へ耕地化してゆき、その過程で第2次集落群の形成に加わったといえるだろう(注10)。

19世紀末の地方行政法により地方行政区は、県(Changwat)——郡(Amphoe)——村(Tambon)——区(Muban)に区分された。現在の末端の行政区分は必ずしも自然村と一致しない人為的なものである。地方行政法は10戸または100人をもって Muban とし、10 Muban をもって1 Tambon とし、人口1万人をもって1 Amphoeと規定した。多分19世紀末の地方行政改革のときにはある程度自然村に基礎をおいただろうが、その後の集落形成は行政区分にはかかわりなく進行したため、現在の行政区分は自然村と一致しないことが多い。

第1表に示されるように、バン・ナー郡の現在の Tambon の戸数は二つを除きほぼ500～1000戸、人口は4000～8000人であり、また Muban (または Mu) の戸数は50～100戸、人口は300～800人程度である。地方行政法の行政区分を目安にすれば、現在の Ban Na 郡の Muban, Tambon はかなり大きく、戸数にして5～10倍、人口にして3, 4～8倍となる。

それ以前の戸籍は明らかではないが、現在使用されている戸籍は仏暦2500年(1957年)以来の戸籍である。原本は村長の家(村役場の機能の一部を兼ねる)に保管されているが、転入転出の手続きはたとえば挙家離村のような場合でさえもとられていないことが多く、実際の戸数、人口の確定は村長自身にとっても困難な作業であり、区長から報告を受けたあとも、自ら出向いて確かめて歩くとのことである。

パーンプラーオ村(Tambon)の15区(Muban)の戸数は4区を除き27～73戸の間に分布する。とりわけ戸数の多い第4区(226戸)、第5区(138戸)、第8区(126戸)、第15区(96戸)も1972年度よりそれぞれ3区、2区、2区、2区と細分され、大体上の各区の戸数の範囲におさまることになった。1972年度よりパーンプラーオ村は、15区から20区にふえたことになる。

(注1) Krusapha ed., *Prachum Phongsawadan*, Vol. 40, p. 5.

(注2) Monthon Pracinburi, Raigan Pracam Ratanakosin Sok 117, *File of Krasuang Mahathai in the reign of Rama V*, No. 50.

なおこのプラチンプリー州は現在の Chachoengsao, Chonburi, Nakhon Nayok, Pracinburi 4県を含む。

(注3) 一古老の記憶ではプランテーションの耕作規模は一片が20 Sen (800メートル) くらいあり、Rong Oi (Sugar Mill) を有した。

(注4) Samuel J. Smith ed., *Siam Repository*,

(注5) 聞き取りによる。

(注6) 前掲内務省ファイル No. 50。なお証書類の説明は拙稿「前掲 アジア経済研究所所内資料 47ページ参照」。

(注7) 矢野暢「南タイの土地所有—タイ・イスラム村落におけるケース・スタディ」(『東南アジア研究』第4巻第5号 1969年)。

(注8) Nong Ri の古老(60歳)の父はナコンナーヨックの Don Lakhon から移住してきたが、県内移動はまだ近い方で、Vientian, Korat などラオス、東北から移住して住みついた者もいる。この地方に東北出身者が多いのは、多分ラオ族の出稼者がそのまま定着したためであろう。

(注9) Wang Ton のように一見河川の結節点で交通の便利が良かった所が、もっとも集落形成がおそかった理由のひとつはおそらく洪水であろう。現在この Wang Ton の河川は高い堤防を築いている。

(注10) 第2次集落群について出身地の概括的な聞き取りをした所、Ban Phrao 周辺のみならず、ナコンナーヨック県のデルタ低地一円が多かった。

III 土地と労働力の配分に関する 若干の考察

1. 土地所有の形態

バーンプラーオ村の調査は、寺の門前にある第9区(全戸数27戸)と寺から西方にかけて家屋の散在する第12区(同53戸)の計80戸を対象にして行なった。15区のうちとくに二つの行政上の区(Muban)を選んだのは道路に面していて雨期でも歩いて調査ができるという便宜的な理由のためである。

まず土地保有の形態を基準として、この80戸の分類を行なうと、第2表のとおりである。この第2表によってうかがえる特徴は、次のとおりである。(1)自作地を中心とした農業経営は支配的といえないのみならず、むしろ農家比率の点では少数派に属する。(2)在村の純然たる地主はきわめて少なく、地主はふつう自作地主=手作地主の形態を

第2表 土地所有形態

	第9区 (戸)	第12区 (戸)	合計	所有面積 (ライ)	小作面積	経営面積	1戸当り 経営面積
地主	0	2	2	265	-235	30	—
自作地主	2	5	7	614	-293	321	45.9
自作	4	10	14	681.5	5	686.5	49.0
自小作	3	9	12	236	256	492	41.0
小作	9	15	24	41	900	941	39.2
日雇	7	7	14	16.5	—	16.5	1.1
その他	2	5	7	40	—	40	—
	27	53	80	1894.0	1,161	2,527	

(注) 1 rai=0.16ha.

とる。(3)純自作は少なく、自小作、小作が多い。(4)小作農の形での農業経営さえ行なえず労働力のみを提供する日雇=農村労働者世帯が80戸中14戸とかなり高い比率を示す。

ところでこの土地保有を基準とした区分がそのまま80戸の経済状態の序列を示すかという点必ずしもそうではない。それは土地保有状況による各グループの次のような実情をみるとよくわかる。

地主——第12区には地主2戸があるが、いずれも純然たる地主とはいえない。第12区 No.6 (調査番号を示す) は約170ライ(注11)の土地をもち、この地方の在村農家ではきわめて大規模な土地所有者である。このうち約50ライが夫婦双方の親からもらった相続地で、その他の約120ライは相続後に自ら「買った」土地とされる。この170ライの所有地は11人の子供のうち第1, 2, 4, 6, 11子にそれぞれ30ライずつ、また第5子に20ライ、相続地として「分割」(Baeng)している(所有権の移転ではなく管理権の移譲を意味する。詳しくは後述)。末娘の第11子が両親と一緒に生活しており、この第11子の「分割」分30ライは1人の作男(Luk Cang)が耕作している。残り140ライのうち最低100ライは付近の小作農4人に小作させている。現在この140ライの所有権はまだ No.6 本人が留保しているが、子供に「分割」し管理権を移譲しており、

将来死後は所有権の移転が行なわれる見込みなので、最悪の場合は所有規模30ライに転落する可能性さえある。またもう1人の地主 No. 37 はかつて312ライの土地を所有していたとみられるが、第1子に60ライ、第2子に39ライ、第3子に58ライ、第4子に60ライの土地を相続させ、残り95ライの所有地を老齢のため小作に出している。小作人は近所に嫁にいった養女および養女配遇者の兄弟である。No. 37の死とともにこの「地主」世帯は消滅するだろう。

自作地主——このグループ7戸のうち4戸は自作地35—40ライを残してその他の所有地を小作に出している純粋自作地主＝手作地主といえる。しかしその他3戸は特殊なケースである。第9区 No. 1は岳父の田地70ライを「保管」(Pokkhrong)し、40ライを自作、30ライを小作に出しているが、まだ土地所有権はない。第12区 No. 41は自作地23ライで、その他に「保管」した土地42ライがあり、これを弟妹に小作させているが、彼にこの42ライの所有権はない。第9区 No. 26は保有地206ライのうち104ライを残して、残り102ライを子供に貸しているが、所有権はまだ No. 26が留保している。小作料は必ずしも毎年請求しないという。

自作——このグループの中には大別して農業経営に専業して生活できる専業自作と、日雇や農外収入に所得の一部を依存する兼業自作とがある。後者の兼業自作の場合、家族の人数にもよるが、大体自作地は20ライ未満であり、日雇や子供の仕送りなどで経営収支、家計収支の補填をしている。この二つの形態のほか、わずか数ライ(5ライ未満とする)の屋敷地しかもたない「自作」もいるが、この「自作地」は農地としてはほとんど意味がないため、小作、日雇などに分類した。

第9区では4戸の自作がいるが、このうちもっとも所有規模の小さい30ライの農家は子供の仕送りによる収入もあり、これがないと日雇などを行なって収入補填をすべき運命にある。第12区では10戸の農家のうち少なくとも4戸は日雇労働による副収入がある。以上のように14戸中、専業の自作は10戸あるいは9戸にすぎない。

自小作——自小作の場合も自作と同様に専業自小作と兼業自小作の二つの形態がある。この辺の小作料は1ライ当り8—10タング(฿²⁾)とされるがこれは1ライ当り収量の2分の1～3分の1にあたる。小作条件がきわめて安定的だと仮定しても小作地は経営面積としては最高3分の2の自作地に相当するにすぎない(なお、小作条件は不安定で、5年以上同じ小作地を耕作するケースはまれである)。

第9区の例でたとえば自作地22ライ、小作地30ライの自小作 No. 2の経営面積はたかだか42ライの自作地をもつ農家のそれに相当するにすぎない。No. 19は自作地18ライ、小作地14ライであるから27.3ライ、No. 22は自作地14ライ、小作地17ライであるから25.3ライ、の自作地分に相当する。No. 19、No. 22は専業と兼業の境目にある。

第12区では自立的な専業自小作となる自作地相当分経営面積(一応30ライを基準とみる)をもつ自小作農家は9戸中の4戸にすぎず、5戸は兼業化する可能性があり、現にその大半は日雇賃金、出稼ぎ、子供の仕送など副収入に依存している。

小作——まず数ライ(5ライ未満)の自作地しかもたない自小作は、前述のように、実質的に小作と変わらないので小作に分類した。また自小作の分類と同様、ここでは一応、家族の人数、労働人口を除外して考え、自作地相当分30ライ(したがって小作地45ライ)を基準に専業小作と兼業小作とに区分してみると、第9区の場合、専業6戸、兼

業4戸、第12区の場合、専業12戸、兼業3戸となる。25戸中7戸は小作と日雇の境目にあるとみられる。

日雇——数ライ（一応5ライ未満とする）の保有地しかない農家は上述のように日雇とした。この日雇農家は通常農民の間でも“ラップチャング”（Rap Cang）と呼ばれ、小作農とは違うカテゴリーとして意識されている。なおその他の中には事実上、日雇に等しい世帯がかなり含まれている。少なくとも第9区の1戸（商売）、第12区の2戸（商売、米の仲買人）は日雇収入の方が多いのではないかとみられる。したがって80戸中日雇は少なくとも17戸あり、全体の20%をこえるといえる。

以上のように現在の土地所有の形態を基準とした序列は必ずしも農家の経済状態の序列と一致しないし、また階層序列を必ずしも正確には示していない。農家の経済状態の序列を明らかにするためには、第1に家族サイクルに関係した土地獲得・分配サイクルを動的に把握する必要があり、第2に経営規模と労働力の規模、第3に農外収入の大小を明らかにする必要がある。

現在パーンプラーオにもっとも一般的にみられる農地の貸借形態は次の3形態である。

(1) 近隣のナコンナーヨックやバンナーなど地方都市に住む不在大地主が土地を所有し、村人に小作地として貸しつけている形態。Rangsit 地方などのデルタ低地の大地所有者でバンコクに住む不在大地主は在村管理人（Nai Kong Na）に小作地管理を委任しているが、この地方の地方都市在住の不在地主は直接自ら小作地を管理し、小作料徴収も自ら行っている。第9区、第12区の農民があげた人物のうちもっとも共通していた人物は、ナコンナーヨックに住むTという女性であった。T夫人は金貸しも兼ねていて小作人の中には

彼女から借金している者もいる。

(2) 数百ライから100ライ程度の土地を所有する在村の地主が村人に小作地を提供する形態。これら在村の地主は、相続地として夫妻双方の両親からかなりの規模（50～100ライ）の土地を相続した上に、購入や負債の抵当によって土地を集積したのではないかとみられる。

第12区では先にもあげた No. 6（170ライ）のほか、やや小規模だが No. 3（89ライ）があげられよう。No. 3は所有地89ライのうち49ライを小作に出している。このほか大規模な土地所有の例として第9区の No. 25（114ライ）、No. 26（104ライ）、第12区の No. 18（126ライ）があるが、いずれも自作農だと答えている。ただし No. 26 の場合は、この104ライのほか第3子に53ライ、第4子に49ライを小作させているが、まだ完全に「分割」して管理権を移譲していないようである。このほか104ライの自作地の一部は小作に出している形跡もある。

(3) 地主と小作の形をとるが、実質的には血縁による相互扶助的土地貸借の形態。いわば「土地と労働力の交換による血縁的相互扶助」^(注3)とみなせる形態である。この形態は商品経済が広範に浸透する前の伝統的な農村経済の中でもきわめて普遍的にみられたのではないと思われる。たとえば、高齢者が所有権を留保しながら子供や縁者に土地を分割し、管理権を委任する場合や、あるいは分割はせず貸与の形をとる場合などがそれである。第9区 No. 26 氏は第3子に貸与した53ライを「小作させた」と言っており、第4子に対する49ライは「分割」したと言っている。また第12区の高齢の No. 37（95ライ）の小作地提供もこの部類にはいる。このほか小規模の貸借例はきわめて多い。

以上のような土地の貸借形態のうち、(1)、(2)は比較的新しい現象とみられる。もしこの地域の水田開発が農民の開墾によって徐々に進行してきたものと仮定すれば、(1)、(2)のような土地貸借形態は主として1930年代以後の現象ではないかと思われる。少数の在村地主の土地集積は、あとで述べるように、かなり徹底した場合相続を伴うので、必ずしも構造的に安定していないが、付近の地方都市に住む商人を兼ねた不在地主の土地集積はますますはげしくなり、小作や日雇の世帯が増加する要因となったことは十分考えられる。

以上のことを裏書きするのは、第9区、第12区の二つの区に限っての事例であるが、その所有面積と経営面積との関係である。第2表にみられるように、二つの区の所有(保有)面積の合計は1894ライである。このうち528ライは区内または区外に小作地として提供される。ところが2区全体の小作地総面積は1161ライである。つまり差額の633ライは区外からの提供小作地である。この中には付近の在村地主の土地と地方都市の不在地主の土地とが含まれるのであるが、いずれにしても2区の所有(保有)面積だけでは不十分であり、経営面積の約4分の1は区外の所有者の土地に依存しなければならないのである(註4)。この地方では一般に村に帰属する土地という考え方はないから、所有地はきわめて複雑に入り組んできている。不在地主の土地も散在していることが多い。これら不在地主の所有地が、在村的所有形態を蚕食して、徐々に土地の集積を行ないつつあるというのが現状であろう。

2. 土地獲得の可能性

この地域では、土地の貸借が相当に発展しており、第2表でも明らかなように、土地をもたない世帯が全体の半分以上を占める。しかし個々のケ

ースをとってみると、この土地なしの状況は動態的な過程の中の一つの一時的な局面である場合も少なくない。そこで、農家の土地取得・喪失に関する動態的過程を考察してみることがぜひとも必要となる。とくに農民の間では土地所有の形態が必ずしも長期的に構造的に固定しているようには見受けられないこの地域においては、この点の考察なしに土地所有を論じることはできない。おそらくこのことは他の地域一般についても言えるであろう。

かつて水野浩一氏は東北の農村ドンデン(Don Daeng)の農地所有と家族形態に関する詳細な調査を行ない、次のような法則を発見した(註5)。

ドンデンでは全農家世帯のうち自作が84世帯と多いが、19世帯の農地を所有せず、経営面積も明らかでないような農業従事者がいる。この農業従事者の大部分が「親族共同体的農業従事者世帯」である。この世帯は妻方居住制と両親の老後の扶養のため、経過的に核家族ではなく親元に同居し3世代同居の形をとり、やがて核家族として分岐してゆく。この妻の親元に同居している間、あるいは分岐してから妻の両親の屋敷うちに家屋を構えてから、これらの世帯は両親の農業経営に労働力を提供し、最終的には妻の両親の死と同時に娘(妻)が土地相続を受けて独立農業世帯となる。この世帯は相続・分割を前提とした農業従事者世帯であり、相続・分割(妻の両親の死後の)をもって独立し核家族となる。この核家族の子供が成長して結婚し、同居するとこの子供がまたそのような農業従事者世帯を構成するわけである。

水野氏は必ずしもこの家族サイクルをタイのその他の地域に共通する現象と断定はしていないが、過去の家族の動態的な形態の原型をなすものではないかと示唆されている。筆者もこの家族サ

イクルはタイ農村の世帯形成の原型＝モデルとみてよいのではないかと考える。ところで水野氏は農地の所有規模を分析した結果として「農地所有規模は経済的階層意識というよりも、家屋の部屋数や世帯員数と関連しているように思われる」と指摘しておられる。この指摘もまたきわめて重要である。

家族サイクルが順調に進行するためには、そのための物質的条件、すなわち基本的には自作地の確保が伴わなければならない。土地獲得の方法として一般には、(1)相続、(2)購入、(3)開墾が考えられる。ところでこの土地獲得はまず両親の死後、分割して相続された土地があり、これに購入、開墾した土地を加えて、拡大し、老後、子供に分割できるだけの規模を確保するというプロセスをたどる。当然農業に従事する子供数が多ければ所有規模もまた多い。それは購入、開墾できるだけの労働力を有するという事情に加えて、相続時に両親は子供に相続して彼らが自活できるだけの所有規模をもたなければならないという事情によるものと考えられる。ともあれ家族サイクルが持続するためには、それに伴う土地所有サイクルがまた持続しなければならないのである。要するに、この二つのサイクルが一つのシステムをなすことによって伝統的な自作農の核家族形態が保たれてきたわけである。だからこのシステムの中の土地所有のサイクルの進行がなんらかの理由で阻止されると、家族のサイクルとの間に不均衡が生じ、核家族的形態に変化が生じてくることになる。水野氏のいわゆる「親族共同体的農業従事者世帯」は伝統的な農村においては、両親からの相続→購入、開墾などによる世帯員数に応じた所有規模の追加→次代への相続、という土地所有のサイクルが順調に進行する限りで、スムーズな核家族化を保証

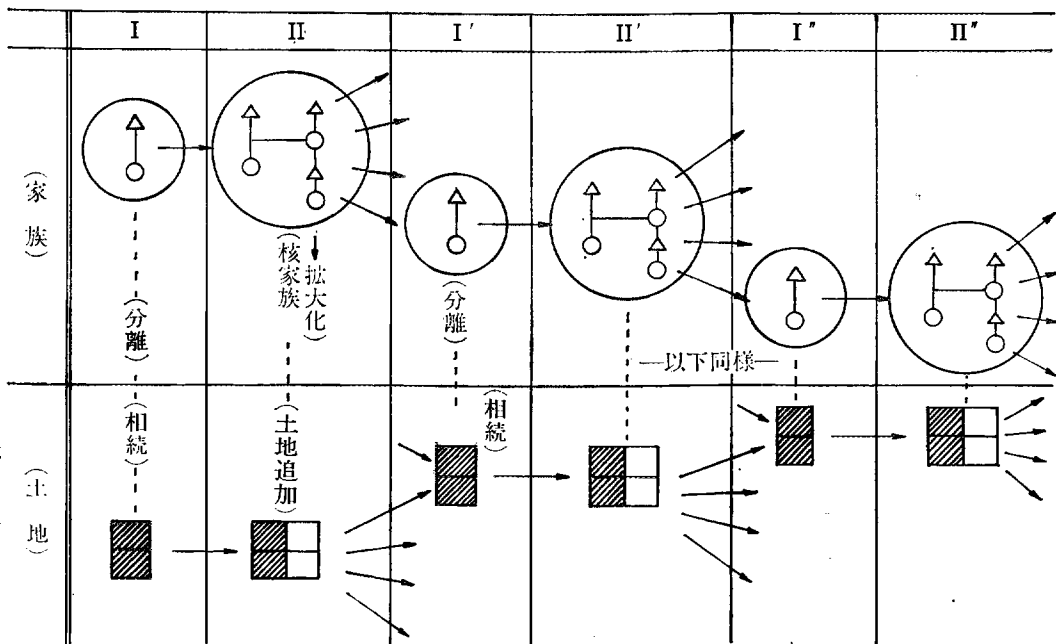
されているのである。ところがバーンブラーオのように一方で物質的条件である自作地の獲得が、相続、購入の面で限定されるようになり、他方で家族成員が、出稼ぎなどの形で流出するようになると、家族サイクルは崩壊せざるをえない。要するに伝統的な農村の世帯形成のシステムが崩壊しつつあるのである。

伝統的農村の世帯形成と農業のシステムは非常に単純化すれば第4図のように図示することができよう。ただしこの場合、次の仮定をおく。(1)双系性であること、(2)均分相続の原則が貫かれていること。

第4図のようなシステムの均衡が保たれる限りで、世帯形成は単調な循環をえがいてゆくことになる。つまり第1世代の夫婦が双方の両親から分離に際して相続地をLずつ受けとり、2Lの所有規模から出発し、これを基礎にして子供の人数Nに応じてL(N-2)の土地を購入、開墾などにより追加し、子供に各Lずつの土地を分離に際して相続させてゆけばこのシステムの均衡は完全に保たれるわけである。しかし一般的にみて中部の平地の農村では、すでにこのようなモデルは崩壊途上にあるとみてよい。バーンブラーオもその例外ではない。この崩壊はまず土地獲得が困難になっている事態に帰因する。

土地獲得のプロセスは相続→購入(開墾は現在ほとんど不可能)による追加→次代への相続という順序をたどる。たとえ上にみたモデルは崩壊したとしても、その痕跡をとどめる限りで、このプロセスの特定の時点をとると、同じ世帯であってもそのとり方によって所有規模はかなり違うことになる。だからこの世帯形成のサイクルと無関係にある特定の時点をとって所有(あるいは経営)の規模を同時的に比較すると、先にみたように必ず

第 4 図



しもその規模の大小が経済状態の序列を示さないことになる。

土地獲得のサイクルの起点となる土地相続は、当然のことながらその後の所有規模を決定するもっとも重要な要因である。ところでこの相続は上にみたような経過的な3世代同居の拡大家族が存在することに加え、最近の土地獲得の困難性と所有規模の縮小現象などによって次のような慣習上の諸概念を生じている。

バンプラーオでは土地の相続に関して次のような諸概念がある。(1) 分割 (Baeng), (2) 保管 (Pokkhrong), (3) 相続 (Moradok)。

分割 (Baeng) というのは、(イ) 分離と同時に所有権を分割する (Baeng hai Kammasit), (ロ) 分割し耕作させる (Baeng hai tham), (ハ) (ロ) の行為を通じて最終的に死亡時の遺言によって所有権を含めて分割する (Baeng nai kan tham Phinaikam), という

三つの形態を含む。このうち(イ)は例外で、きわめて一般的な形態は(ロ)によって相続予定地の管理、耕作をまかせ、親の死亡と同時に(ハ)で慣習的にも完全な相続 (Moradok) が成立する形態である。だからふつうに Baeng という場合は(ロ)のことであり、両親がまだ所有権を保留しているの、両親の都合で最終的な相続をしない前に売ってしまうのもやむをえないとされている。相続 (Moradok) というのは分割 (Baeng) のきわめて特殊な形態であると考えられる。

これに対して、保管 (Pokkhrong) というのは次のような概念である。親が相続の遺言をしたり、あるいは死亡したあと、なんらかの都合で所有権が移転せずに、分割 (Baeng) の状態、つまり相続予定地を分割したにすぎない状態にあるとき、所有権移転が完了するまでの間兄弟の中の保管者 (ふつう長子) が相続予定地をまとめて管理する。

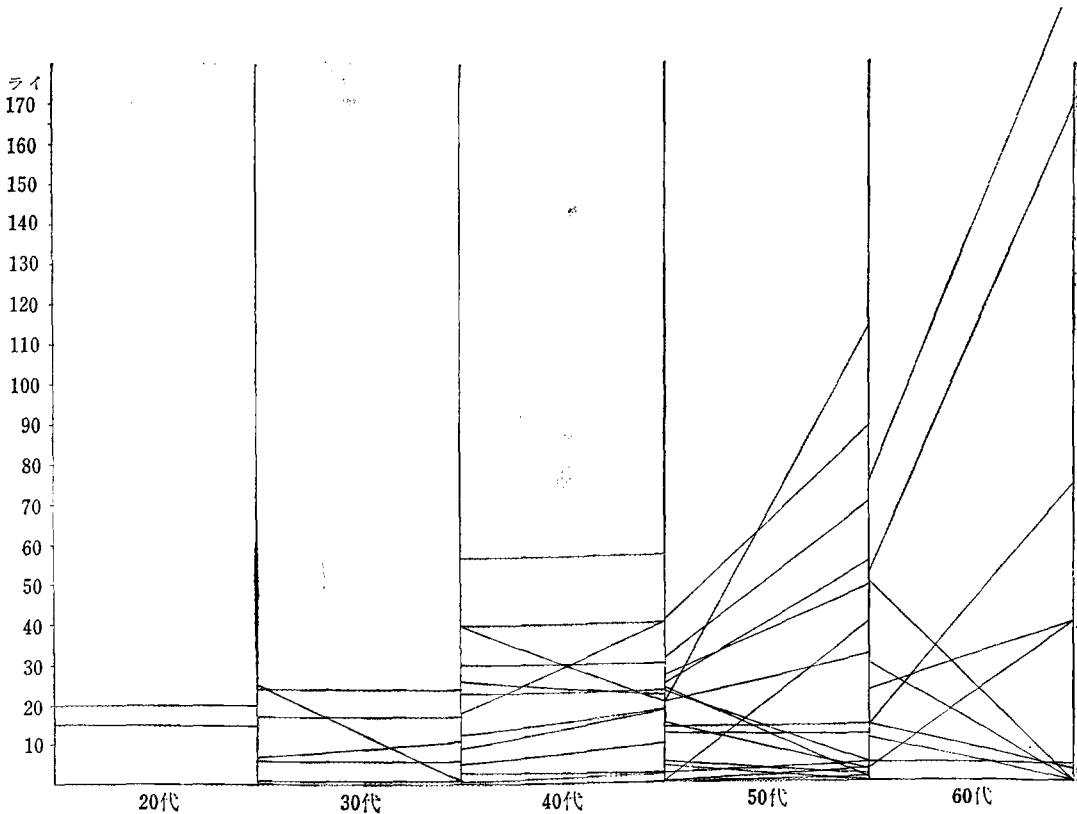
この場合の保管者 (Luk Pokkhrong 保管をする子供の意) は、保管地全体の地 税を支払うこともあるし、また相続予定地を特定の人に貸して小作料をとることも認められている。つまり、完全な所有権の移転を意味する相続の時点まで一時的に慣習的占有権を保証されているわけである(註6)。実際の相続地の分割は兄弟の合議で決定される。最近では、各兄弟の保管地の持分を現金により売買し、これによって特定の農業従事者の手に土地を集中して土地の細分化を防ぐこともしばしばみられる。

均分相続の原則がもっとも徹底して適用されるのは上にみた分割=Baeng の段階である。この意

味で「均分相続」とは法的権利分与の均分を意味するのではなく、相続予定地の利用権の均分を意味する。最終的な相続、すなわち所有権の分割は、上にみた保管 Pokkhrong や兄弟間の擬似的売買の調整操作が加わり、必ずしも均等ではない。さらにこの相続慣習は最近、土地だけでなく教育費などすべての現金支出や富の分配をあわせて考えるため、分割の際も必ずしも均等とはいえない。いずれにせよ、均分相続の法則とは均分分割 (Baeng Thaw Kan) の法則であり、農民の意識ではできるだけ均分が望ましいとされている。

実際の分割例では第9区の場合、均分とみなされる例8例、みなされない例4例、第12区の場合

第 5 図 相続面積と現保有面積の比較



前者7例、後者10例であった。この分割例は現在の世帯の夫婦が両親から分割を受けた時点の例であり、時代的にも広範囲におよび、かつ地域も周辺村落一円にわたるものであり、必ずしも一般化できない。

土地獲得の可能性に関する見通しをたてることは、実は上にみてきたような相続（およびそれに關する慣習）→購入による追加→次代への相続、という土地獲得・分配のサイクルをあわせて考えなければならぬために、きわめて困難である。たとえば老齢の世帯ですでに子供に分割し、管理権を移譲した場合、たとえかつて大土地所有であっても現在の保有規模は小さいだろうし、また新しい世代の場合はまだ分割から相続に至る自作地入手の途中にあって、所有地がないことが多い。本来なら土地獲得の可能性の分析は、被相続時点と相続直前の時点をとって比較すべきであろう。ここでは便宜的に、相続時の相続面積が判明した59戸についてその規模と現在の保有規模とを世代ごとに比較してみることにする^(註7)。各世代の左端に相続面積を右端に現在の保有規模をとって二つを結びその結果を図示したのが第5図である。この第5図によって、次のような傾向を読みとることができる。

(1)50代、60代には上昇例、すなわち相続後なんらかの形（購入など）で土地を入手した事例が、下降例、すなわち相続後になんらかの形で（売却など）土地を喪失した事例よりも多い。とくに60代よりも50代に多いのは、前者にはすでに次代への相続を終わった例が含まれているためである。事例数が少なく必ずしも一般化できないが、その他の状況を考えあわせると、60代の方が50代よりも大規模の所有地を集積できる条件があったとみられる。

(2)40代の場合にはあと10年、20年たたないとその結果は予想できないが、50代とくらべて相続規模がめだって減少した徴候はよみとれない。また相続を受けてから10年前後しかたっていないためか、相続地の規模は維持されており、上昇例、下降例はまれである。ただし最近の地価の高騰を考えると、上昇例は50代になったときでも、現在の50代より少なくなることはほぼ確実である。

(3)30代になるとまだ相続を受けていない場合も多く、全般の傾向を断定することはできないが、相続面積の規模はすべて25ライ以下である。残存農業従事人口にもよるが、現状でこの世代があと10年たつて現在の40代に等しい相続面積を確保できる保証はない。さらに、たとえ、現40代、50代と同規模の相続規模を確保できたとして、現在の50代のように上昇できる可能性は、現40代よりも限定されてくるだろう。

(4)20代の場合には、第5図の3例とも上にみた分割（Baeng）と保管（Pokkhrong）であり、必ずしもその所有権を保障されているわけではない。

すでに述べたように現在の保有規模は、とくに高齢になるにしたがって次世代への相続（ふつうまだ所有権の移転ではなく、利用権、管理権の移譲＝Baengの段階であるが）をすませていることが多いので、次世代に相続する直前の最高の保有規模を示してはいない。たとえば第12区のNo.12(70歳)は、第1子に20ライ、第2子に30ライ、第3子に25ライ、第4子に25ライ、第5子に20ライ、合計120ライを相続し、残り80ライも種々の事情で売ってしまったため、かつて200ライの所有者であったにもかかわらず、現在は屋敷地5ライの所有地を残すのみで、逆に40ライの土地を小作さえている。これなどはきわめて極端な下降例であるが、高齢者でこれに似たケースは少なからずある

だろう。

今後この種の比較を正確に行なうためには、(1) 土地の獲得・分配のサイクルを考察し、被相続時と次世代への相続直前時との比較をすること、(2) 土地の獲得が不可能な場合の代替手段の種々のケースの検討、などが必要になってくるだろう。

世代が新しくなるにつれて、相続後の新規土地追加はむずかしくなりつつある。そのもっとも大きな理由は地価の高騰である。最近の土地購入の若干の事例をみると次のとおり。

第9区の No. 25 (51歳) は前年 (1970年) に12ライの土地を3万パーツで、No. 26 (62歳) は4年前に10ライを3万5000パーツで買っている。また第12区 No. 14 (62歳) は前年に5.75ライの土地を2万4000パーツで、本年6ライを2万4500パーツで購入している。この辺の農地価格は1ライ当り3000~9000パーツとされるから、上の3戸はいずれも低い価格水準の土地の購入の例である。この3戸はいずれもこの二つの区ではきわめて豊富な資金力に恵まれた例外的農家である。地価の高騰(および区画細分化)は土地の購入、つまり被相続後の土地の新規追加とそれによる次世代への十分な規模の土地相続という伝統的土地獲得を阻止する最大の要因である。農業人口の急激な減少がない限り、少なくとも現在の30代以下の世代の世帯主が今後、自作地を新規に追加できる可能性はきわめて限定されてくることになるだろう。このことは現在の40代の世代にとっても例外ではない。農業従事人口の大幅な減少、あるいは土地生産性の大幅な上昇がない限り、数十年あとのバンプラーオの自作地の不足は決定的である。

両親の相続予定地の分割 (Baeng) は、慣習的には子供が両親の家から分離 (Jaek) 独立して新居を構える時点である。子供は結婚後原則として数

年両親の家に同居して両親の農業経営に労働力を提供し、この間に新居を建築する資金を貯え、分離・独立の時には土地のほか、現金、米、水牛などを与えられる。この土地は所有権まで移転されることはまれで、多くは利用、管理の権利(実質的占有権)の付与にとどまり、両親の死亡によって最終的に所有権が移転し相続が完了する。

Kamol Janlekha のバンチャン (Bang Chan) 村の調査によれば、結婚直後に分離・独立する家族は、親が土地やその他動産を与えられる富裕家族か、それとも親が相続させる物をもたない日雇、貧農家族という両極端の家族で、しかも1932年の立憲革命以後この件数は減っているとされる(註8)。分離・独立に際して土地を与えられるケースは年を追うごとに少なくなっているように見受けられる。これらの現象が生じる理由は、ほぼ次のような事情があるためではないかと考えられる。

第1は所有地が少ないことである。両親が子供の分離以後生計をなすためには、少なくとも数10ライの自作地がなければならない。この数10ライの土地を子供のうちのだれか(末子が多いとされるが実際はそうでもない)に残し、その子供は両親を扶養し、死後その土地を自作地とする。上にみたように両親が被相続地をもとに、それに購入などにより新規に土地を追加し、次世代に相続、分与するだけの規模の所有地をもつ条件は年々少なくなりつつある。そればかりか借金のため相続地さえ失ってしまう例もある。そこで分離に際して子供に土地を分割することが困難になりつつある。ところがこれに加えて第2に両親の老後の生活費も場合により高騰している。次善の策として限られた所有地を特定の子供に分与し、扶養料としての「小作料」をとる。

第9区 No.7の妻(第3子)は第12区の No.49

妻（第5子）、No. 50（第4子）および No. 8（第1子）と兄弟であり、彼女が両親と同居し、両親を扶養している。土地の分割は第1子—30ライ、第2子—50ライ、第3子—30ライ、第4子—40ライ、第5子—30ライ、第6子—50ライ、であったとされる。ところが実際第1子の分割地は両親が売ってしまったといわれる。そこで第1子は同じ屋敷に住む第4子から30ライを借りて耕作し、4クイアの米を第4子を通じて両親に小作料として支払う。また第5子は30ライの小作料3クイアを支払っている。つまりこの両親の所有地のうち少なくとも70ライ分は扶養料としての小作料を支払う小作地と同様の機能を果たしているわけである。

所有規模の相対的縮小化と両親の老後の生活費の上昇（富裕家族の場合子供の教育費の借金の累積などのため）が本来的な土地の分割（Baeng）を阻止している。そのため富裕な家族でさえも上にみたくように完全な分割（Baeng）をできないことが生ずる。また貧乏な家族の場合には、数人の子供の家族が同居し、このうちのだれかが、ほぼ恒常的に出稼ぎを行い仕送りをして家計を支えることになり、分離が困難となる。“貧乏人ほど家に残って両親を養わなければならない”と農民が認める法則はこのような家族形態に典型的にみられる。

以上のような諸現象は、これを一般化すれば子供の分離・独立という家族サイクルと土地の獲得・分配という土地所有サイクルとからなる世帯形成と農業のシステムが、後者の土地所有サイクルの部分的崩壊の結果として均衡を失い、核家族的特長をもつ世帯形成の原理が崩壊しつつあることを示す。土地所有サイクルの崩壊は以上に例示したような相続地の獲得、土地の購入による新規土地の追加など獲得要因が限定されてきていることに加えて、喪失要因もまた形成されてきていること

によっていっそう確定的とならざるをえない。

そのような喪失要因のうちもっとも重要なのは農家負債であろう。

農家負債は土地を担保とする傾向があり、そのため土地所有の大小と負債額大小は関係がある。土地所有規模がきわめて小さい場合、あるいは全くない場合は負債額は少なく、大きければ負債額も多くなる。土地を所有していることはなんらかの事情で経済状態が悪化した場合、負債を媒介にしてその土地を喪失する可能性のあることを意味する。

1万パーツ前後以上の負債をもつのはほとんど例外なく地主、自作、自小作の土地を所有する農家世帯である。また土地のない農家の負債年利支払い額が1000パーツ以下におさまるのは、これ以上の負担がこれら農家にとって不可能であることを意味する。

利率は協同組合、農民会などが扱う場合のみ年利12%であるが、商人や村人から借りる場合ふつう年利20~25%である。この地域の最近の土地喪失の形態は抵当のさしおさえや抵当流れなどではなく、貸主が直接間接に土地の売却を強要し、土地の売上代金と負債額とを相殺する形態が一般的だとされる。

協同組合や農民会による制度的金融からの融資がもっと進めば、土地を喪失する機会は減るにちがいない。しかし次のような例もある。第9区 No. 2は協同組合から6000パーツ借りていたが、負債額が多すぎるため、バーンナーの商人から借金して支払の上脱退し、今はその商人への負債が1万パーツ以上になっている。

伝統的な土地獲得の方法は、(1)相続、(2)開墾、(3)購入であった。(2)は可耕地が完全に耕地化したこの地域では全く不可能であり、(1)、(3)の方法に

よる土地獲得の可能性も全体の傾向として徐々に制限されつつあり、またとくに特定の農家世帯をとってみれば、この可能性を絶たれた農家が生じている。土地を持たない農家が半分以上占める上に、現在土地を多少なりとも所有する農家も、今後土地獲得の可能性が制限され土地喪失の可能性が強まりつつあるとすれば、自作地に依存する農業経営を小作地に依存しまたは日雇や出稼ぎの収入を加味した農業経営に切り換えるか、あるいは土地に依存する農業を放棄して労働力を農外雇用中心にふりかえるか、という二つの選択を迫られることになる。いずれにしても伝統的な農村の世帯形成の物質的条件をなしてきた自作地獲得・参与のサイクルは当の自作農に対しても大きな変更を迫っている。(以下続く)

(注1) 1 rai=0.16 ha だからほぼ 27 ha に相当。

(注2) 1 タングThang=20ℓ, 粳の重量で約10kg。

(注3) 堀井健三「マレーシア米作地帯における地主・小作関係の実態と性格——ケダー州、スンガイ・ブジョール村の事例」(『アジア経済』第12巻第10号1971年10月)34ページ。

(注4) パンチャン村の1953年の例によれば、経営面積の3分の1弱を村外地主の小作地に依存していた。Kamol Janlekha, *A Study of the Economy of a Rice Growing Village in Central Thailand*, Bangkok, 1955, p. 56.

(注5) 水野浩一「農地所有と家族の諸形態——タイ国東北部の稲作農村」(『東南アジア研究』第3巻第2号 1965年)。

(注6) マレーシアのケダー州の例では所有権の共有 (Co-ownership of land) があるとされるが、この Pokkhrong の形態も発展すれば共有に致るだろう(前掲堀井論文参照)。

(注7) 相続面積に関する農民の記憶はかなり正確であり、現在の保有規模に関する回答よりも信頼度は高いとさえいえる。

(注8) Kamol Janlekha, *op. cit.*, pp. 36—37.

(調査研究部)

アジア経済研究所刊行

今堀誠二著

マラヤの華僑社会

研参198/B 5判/174頁/800円

現地調査にもとづいて、マラヤ華僑社会の形成、マラッカの市政、ペナンの社会構造、手工業の存在形態、シンガポールの華僑社会の構成を詳細に分析する。巻末に研究資料12点を加えた。(1973年刊)

萩原宜之編

マレーシアの開発行政

研参208/B 5判/306頁/1300円

マレーシアの阪発行政の組織と動態を明らかにするため、開発行政の展開、官僚制の体質と思考様式、土地開発と農業行政の展開などを分析し、第2部としてアメリカで発展した発展途上国開発行政理論を紹介した。

(1973年刊)

アジア経済出版会発売